## 会議結果報告書

平成22年 3月17日

会議の名称	志木市都市計画審議会
開催日時	平成22年 2月17日(水) 2時00分~ 3時30分
開催場所	志木市役所 5階 入札室
出席委員	大木善男会長、宮原克平委員、小日向広三委員、清水良介委員 国分めぐみ委員、池ノ内准子委員、磯野晶子委員 香川武文委員、中森豊子委員、丸山泉委員 (計10人)
欠席委員	田村成彦委員 (計1人)
説明者	都市計画課 岡野道治主幹
	(計1人)
議題	議題 志木都市計画マスタープランの見直し案について、委員の意見に 対する取りまとめ
結果	原案に意見を付して答申される。 (傍聴者1人)
事務局職員	原田喜久男部長、岡野道治主幹、八木原淳市専任主査 小林綾子主任

## 審議内容の記録 (審議経過、結論等)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 志木都市計画マスタープランの見直し案について

## <説明員>

- 2月3日の審議会で委員から出された意見についての説明
- ・ 自立ネットワーク型都市圏の中で、広域圏の特性と広域圏の特性から見て考慮すべき 都市像は具体性に欠けるので、わかりやすい記述になるよう検討されたい。
- ・ 歴史と文化を持つ成熟都市について、「ランドマークとして幅を利かせるようになり」 という記述は検討されたい。
- ・ 農地を内包する住宅地の土地利用管理について、農地所有者にとって理解できる記述 に検討し、写真は所有者が特定するものは削除されたい。
- ・ まとまった中高層団地の環境保全について、「懸念」を「予想」または「想定」とい う表現に変更されたい。
- ・ 都市型混在地の乱開発防止と空間的魅力づくりのなかで、「必要であります」を「必要があります」に統一すべきである。
- ・ 広域幹線道路の位置付け及び対応方針で、「今後の整備動向」及び「対応方針」の内容には賛同できるが、記述について、他との整備方針と整合性を図ることを検討されたい。
- ・ 公園整備等の充実の中の「必要であります」を「必要があります」と統一すべきである。
- 一般国道254号和光富士見バイパスの道路構造についての意見書で、内容については は賛同できるが、資料として意見書の掲載については、他との整合性を図る観点から、 充分検討されたい。

## <質疑応答>

- 委員)都市型混在地の乱開発防止と空間的魅力づくりで「必要性があります」を「必要であります」とあるがトータルで考えてほしい。
- 説明員)「必要があります」に直すと文書がつながらなくなるので、前後文書を考慮し、 表現を検討する。
- 委員)「居住者自らが建替えルールをつくり」というのは、どのようなことか。
- 説明員)地区計画など、建物の高さや建て方などのルールをその地区に住んでいる方が定めることができるということです。
- 委員) 今回の資料は委員の意見を反映させて訂正されたものだと思った。

- 説明員)いただいた意見は、市でマスタープランの中で反映できるか検討したい。
- 委員)手直ししたマスタープランではなくて、意見を答申として付してくださいという趣旨の諮問なのか。意見の集約は、一回の審議会で終了している。二回目を開催した明確な見解をいただきたい。
- 説明員) 修正案を出すという考え方ではなく、まとめきれない部分もあるので、一度締めて、改めて審議していただきたいという考えです。
- 委員) 諮問と答申ではぼけている部分を感じる。明確にしておかなくてはいけないのは、 最終的に結論を出すのは都計審ではなくて、市の考え方で示すということなのか。
- 説明員)都市計画審議会は市長の諮問機関であり、ご意見をお伺いして、その意見を市としても真摯に受け止め検討していきたい。
- 委員) 今回の別紙は答申に付する意見として作成した資料と認識してもいいのか。
- 説明員)委員の皆さんがよろしければ答申に付するものと考える。
- 委員)文言等の精査をした中で事務局が気付いた点があった場合手直しするのか、意見と して答申に付するだけなのか。資料編の意見書についての掲載は、過去の整合性を図る 観点からは削除すべきである。
- 委員) 広域幹線道路ができると志木が大きく変わると思うので、具体的に市民に知らせて もいいのではないか。資料として意見書を付けてもいいのではないか。
- 委員)広域幹線道路は大切だが、他にも大切なさまざまな対応方針を示すべきである。
- 委員) 今まで無かった新しい道路を、具体的に一般市民に知らせることでいいのではない か。
- 委員) 前回を含めた意見ですが、両方の意見が出たということで答申に入れてもらえるのか。
- 説明員)審議会としてまとめて頂いて意見を出していただいて、それに基づいて市が判断 させていただきます。
- 委員) 意見は本日まとめたものを出すのか。意見書をさらに要約すると、ここにある具体的な回答は無くなる。
- 説明員)取りまとめた意見については要約せず、ここのまま変更せずに添付いたします。 委員)どの記述部分を直したか、答申としてきちんとした形で示したい。
- 説明員)もう一度、事務局で見直しに関して検討してまいりたい。
- 議長)答申するときに、今まで出た意見をそのまま出すということか。
- 説明員) そうです。両方の意見は載せる訳にはいきませんので、両論併記の場合は市で判断させていただきます。
- 議長) 市で検討するということです。こちらの考えを添付するということですから、委員 の皆さんよろしいでしょうか。

<結論> 意見を付して答申する。市はそれらの意見を踏まえ、都市計画マスタープランの記述を慎
重に検討する。